

法人県民税・事業税、地方法人特別税の税制改正について

長野県／地方事務所

平成 27 年度税制改正において、成長志向に重点を置いた法人税改革の一環として、外形標準課税の拡大等が行われました。この改正は平成 27 年度 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

【法人事業税】

①税率の改正

所得割の税率の引き下げ及び付加価値割、資本割の税率の引き上げが、段階的に行われます。(資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人が対象です。それ以外の法人については、変更ありません。)

法人事業税

所得の区分		税率			
		26.9.30 以前 開始事業年度	26.10.1 以後 開始事業年度	27.4.1 以後 開始事業年度	28.4.1 以後 開始事業年度
所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.9%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	1.4%
	所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
	3 つ以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得				
付加価値割		0.48%		0.72%	0.96%
資本割		0.20%		0.30%	0.40%

※ 事業年度が 1 年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数（端数切り上げ）を乗じ、12 で除して得た金額となります。

※ 清算所得とは、平成 22 年 9 月 30 日までに解散した法人の清算所得をいいます。

地方法人特別税

区分	税率			
	26.9.30 以前 開始事業年度	26.10.1 以後 開始事業年度	27.4.1 以後 開始事業年度	28.4.1 以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	148%	67.4%	93.5%	152.6%

②法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度で、外形標準課税の拡大により負担が増加する法人は、以下のとおり算定した額が事業税額から控除できるとされました。

対 象 法 人	控 除 額
付加価値額 30 億円以下の法人	前年度と比較して負担増となる事業税額×1/2
付加価値額 30 億円超 40 億円未満の法人	前年度と比較して負担増となる事業税額× <u>1/2 から 0 の割合</u> ※

※ 1/2 から 0 の割合は「(40 億円－当年度の付加価値額) / 20 億円」と算定します。

③付加価値割における所得拡大促進税制の導入

所得の拡大を図る観点から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度で、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増加分に相当する額が付加価値割額から控除できるとされました。

④資本割の課税標準の見直し

法人の事業活動の規模をより適切に表すため、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、その合計額を資本割の課税標準とすることとされました。

資本金等の額 < 資本金+資本準備金

※ が課税標準になります。

資本金等の額 > 資本金+資本準備金

【法人県民税】

①均等割の税額基準の改正

均等割の税額基準である「資本金等の額」について、上記④と同様の見直しが行われ、あわせて無償増減資等の金額を加減算する措置が講じられ、法人事業税の資本割の課税標準である「資本金等の額」と統一されました。

②均等割に係る予定申告の経過措置

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定による「資本金等の額」を用いることとされました。

その他、ご不明な点がございましたら、長野県庁税務課課税係
(電話:026-235-7048、e-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp)、又は
申告書を提出している地方事務所の税務課までお問い合わせ
下さい。